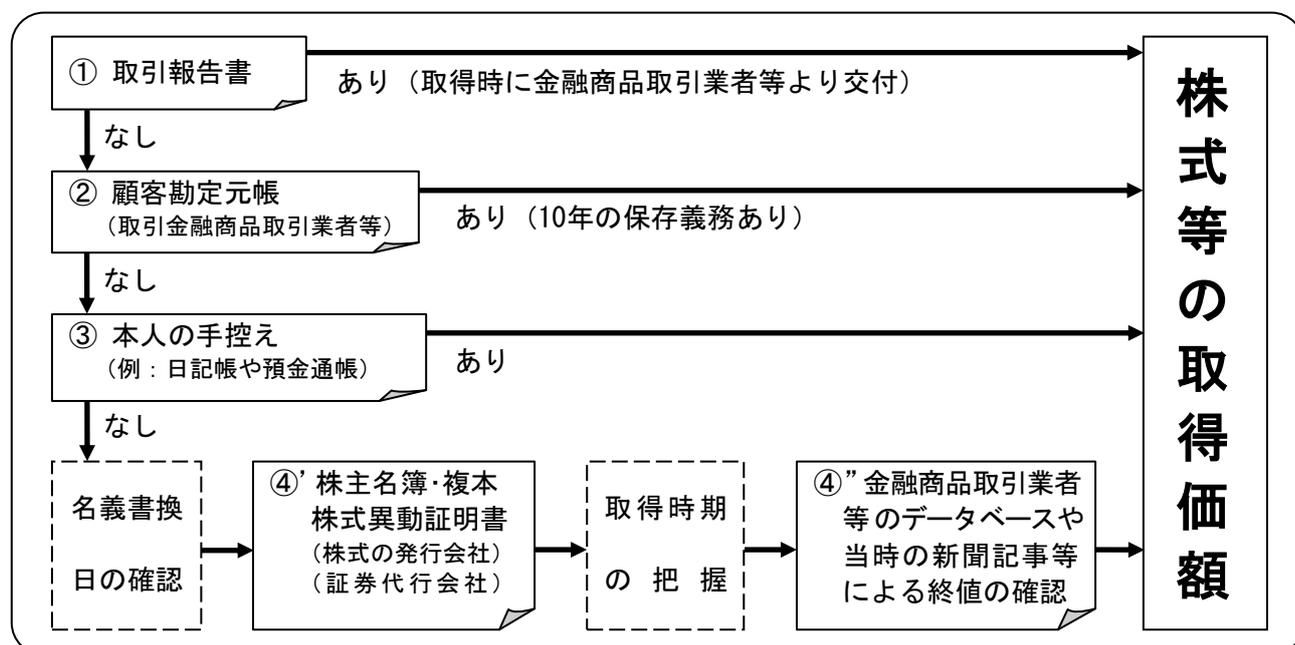


# 上場株式等の取得価額の確認方法



- ① 証券会社などの金融商品取引業者等から送られてくる取引報告書で確認できます。  
取引報告書以外に、口座を開設する金融商品取引業者等が交付する取引残高報告書（上場株式等の取引がある場合に交付されます。）、月次報告書、受渡計算書などの書類で確認できる場合があります。
- ② 取引した金融商品取引業者等の「顧客勘定元帳」で確認できます。  
過去10年以内に購入したものであれば、その金融商品取引業者等で確認できます。なお、10年より前の取引情報が任意に保存されている場合があります。
- ③ ご自身の手控えで確認できます。  
日記帳や預金通帳などの手控えによって取得価額が分かれば、その額によります。  
日記帳などの手控えで取得時期のみが確認できる場合には、その取得時期を基に取得価額を算定しても差し支えありません。
- ④ （①～③で確認できない場合、）名義書換日を調べて取得時期を把握し、その時期の相場を基に取得価額を算定します。  
例えば、発行会社（株式の発行会社が証券代行会社に名義書換業務を委託している場合にはその証券代行会社の株主名簿・複本・株式異動証明書などの資料（④'）を手がかりに株式等の取得時期（名義書換時期）を把握し、その時期の相場（④''）を基にして取得費（取得価額）を計算することができます。  
なお、④'においては、株券電子化後手元に残った株券の裏面で確認しても差し支えありません。

※ 相続（限定承認に係るものを除きます。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。）又は贈与により取得した上場株式等の取得費は、被相続人又は贈与者の取得費を引継ぎます。

※ 同一銘柄の株式等を2回以上にわたって取得している場合の取得費の計算は、その株式等を取得した時（その後一部を譲渡している場合は、直前の譲渡の時）から譲渡時までの期間を基礎として、取得した時（又は直前の譲渡の時）において有していた株式等及びその期間内に取得した株式等について総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算する必要があります。

お分かりにならないことがありましたら、税務署又は税務相談室におたずねください。

